

○第一種製造事業承継届（一般則、液石則、コンビ則）

根拠法令

- ・法第10条
- 一般則第9条
- 液石則第10条
- コンビ則第12条

適用

- ・第一種製造者について相続、合併又は分割（第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものに限る）があった場合

【対象外】

- ① 個人から法人への譲渡
- ② 法人から個人への譲渡
- ③ 個人から他の個人（相続以外）への譲渡
- ④ 法人から他の法人（合併、分割以外）への譲渡
- ⑤ 法人分割後の分割された数社の法人への譲渡

※措置方法

- ・製造事業を譲渡した製造者の製造廃止届
- ・製造事業の譲渡を受けた者の製造許可申請

必要書類

1. 第一種製造事業承継届書
（一般則様式第3、液石則様式第3、コンビ則様式第2）
2. 個人の場合
 - ・相続の事実を証する書面
（相続人が2人以上ある場合は、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）
 - ・被承継者に関する戸籍謄本
3. 法人の場合
 - ・合併又は分割の事実を証する書面（登記簿謄本等）
4. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）